

1	石綿（アスベスト）飛散防止対策の背景	1
2	ガイドラインの目的	1
3	石綿飛散防止対策の対象とする建築材料等	2
	(1) 吹付け石綿	2
	(2) 石綿含有断熱材等	2
	(3) 石綿含有仕上塗材	2
	(4) 石綿含有成形板等	2
4	用語の定義	3
	(1) 建築物と工作物	3
	(2) 解体と改造、補修	3
	(3) 発注者（注文者）、元請業者、自主施工者、下請負人	5
	(4) 特定工事と特定粉じん排出等作業	5
	(5) 床面積と使用面積	5
	(6) 作業開始と作業完了	6
5	解体等工事の発注者（注文者）が配慮すべき事項	7
5. 1	事前調査のための情報提供等	7
5. 2	施工方法、工期等に配慮した契約	7
6	解体等工事における石綿の飛散防止に関する手続きの概要	8
6. 1	大気汚染防止法及び条例に関する手続きの流れ	8
6. 2	法令の規定と必要な届出書の早見表	9
6. 3	手続きを行う工事の単位	11
7	特定建築材料の使用状況に関する事前調査	12
7. 1	事前調査の実施	12
	(1) 調査事項	12
	(2) 特定建築材料が使用されていないことが明らかな工事	12
	〈参考〉 使用面積の算定方法	13
	(3) 事前調査の手順	14
	(4) 他法令との関係	15
7. 2	調査を適切に行うために必要な知識を有する者	16
	(1) 知識を有する者	16
	(2) 自主施工者である個人の場合	16
7. 3	事前調査結果の発注者への説明	17
	(1) 説明の項目	17
	(2) 説明時期	18
	(3) 保存の時期と方法	18
	〈参考〉 事前調査説明書面例	18
7. 4	事前調査結果の記録の作成・保存	20
	(1) 記録の項目	20

(2) 保存の時期と方法	21
7. 5 事前調査に関する記録の写しの備え置き	21
(1) 備え置く期間	21
7. 6 下請負人への説明	21
(1) 説明項目	
(2) 説明時期	
<b>8 周辺住民への周知（リスクコミュニケーション）</b>	22
8. 1 事前調査結果の掲示	22
(1) 掲示期間	22
(2) 掲示方法	22
<参考>大気汚染防止法の規定による事前調査結果の掲示例	23
8. 2 広告物の配布等	24
(1) 実施の時期	24
(2) 周知方法	24
(3) 周知の範囲と対象	24
<b>9 作業基準の遵守</b>	26
9. 1 作業計画の作成	26
(1) 記載項目	26
(2) 作成時期	26
9. 2 作業方法等の掲示	27
(1) 設置期間	27
(2) 掲示の方法	27
<参考>大気汚染防止法に基づく事前調査結果及び作業基準による掲示例 （石綿障害予防規則と併用）	27
9. 3 特定建築材料の除去等の方法	29
(1) 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の場合	29
(2) 石綿含有成形板等の場合	31
(3) 石綿含有仕上塗材の場合	31
9. 4 下請負人に対する元請業者の指導	32
9. 5 作業の記録	32
(1) 作業の記録	32
(2) 作業が計画に基づき適切に行われていることの確認	33
(3) 取り残し等の確認	33
<b>10 石綿濃度の測定</b>	34
(1) 測定方法	34
(2) 測定回数及び地点	34
<b>11 特定粉じん排出等作業の記録</b>	37
11. 1 特定粉じん排出等作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存	37
11. 2 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存	37
(1) 記録の項目	37
(2) 保存の時期と方法	38

<b>12 届出等の提出、作成方法</b>	39
12. 0 届出等作成、提出に関する注意事項	39
(1) 届出等の作成単位	39
(2) 提出方法について	39
(3) 届出等の用紙サイズ	39
(4) 届出等の作成部数	39
(5) 押印について	39
(6) 提出期限の数え方	40
12. 1 事前調査結果の報告	41
(1) 対象者	41
(2) 報告期限	41
(3) 報告事項	41
12. 2 特定粉じん排出等作業の実施の届出	44
(1) 対象者	44
(2) 届出期限	44
(3) 届出事項	44
12. 3 石綿排出等作業の実施の届出	46
(1) 対象者	46
(2) 届出期限	46
(3) 届出事項	46
12. 4 石綿濃度の測定計画の届出	48
(1) 対象者	48
(2) 届出期限	48
(3) 届出事項	48
12. 5 石綿濃度測定結果の報告	49
(1) 対象者	49
(2) 報告期限	49
(3) 報告事項	49
12. 6 作業完了の報告	50
(1) 対象者	50
(2) 報告期限	50
(3) 報告事項	50
<b>13 届出等に添付する書類の一覧表</b>	51
<b>14 大気汚染防止法・条例の規定を遵守しなかった場合</b>	53
14. 1 大気汚染防止法における対応	53
(1) 計画変更命令（法第 18 条の 18）	53
(2) 作業基準適合命令（法第 18 条の 21）	53
(3) 報告及び検査（法第 26 条第 1 項）	53
(4) 罰則	53
14. 2 条例における対応	54
(1) 勧告（条例第 67 条の 9）	54
(2) 公表（条例第 67 条の 10）	54

15	<u>その他遵守していただきたい事項</u> . . . . .	55
15. 1	全ての特定工事に関する事 . . . . .	55
	(1) 市による作業基準適合状況の確認に関する事 . . . . .	55
	(2) 管理体制等の整備に関する事 . . . . .	55
	(3) 緊急時の対応に関する事 . . . . .	55
	(4) 国のマニュアルの遵守 . . . . .	56
15. 2	吹付け石綿、石綿含有断熱材等の工事に関する事 . . . . .	56
	(1) 石綿濃度の測定に関する事 . . . . .	56
	(2) 作業計画の策定時に注意する事 . . . . .	57
	ア 負圧での隔離養生を行う場合 . . . . .	57
	イ 石綿含有成形板等の場合 . . . . .	57
	(3) 作業基準の遵守状況の点検、記録に関する事 . . . . .	58
	(4) 特定建築材料の除去等作業が2日間以上となる場合の対応に関する事 . . . . .	58
	(5) 石綿が付着した内装材の取扱いに関する事 . . . . .	58
15. 3	石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等の工事に関する事 . . . . .	58
	(1) 作業計画の策定時に注意する事 . . . . .	58
	(2) 特定建築材料の除去等作業が2日間以上となる場合の対応に関する事 . . . . .	58
	(3) 石綿が付着した内装材の取扱いに関する事 . . . . .	59
15. 4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事 . . . . .	59
 <u>関係法令</u> . . . . .		60
	大気汚染防止法抜粋 . . . . .	60
	大気汚染防止法施行令抜粋 . . . . .	64
	大気汚染防止法施行規則抜粋 . . . . .	64
	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例抜粋 . . . . .	72
	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則抜粋 . . . . .	73
	平成23年川崎市告示第182号 . . . . .	75
	石綿障害予防規則抜粋 . . . . .	75
	建築基準法抜粋 . . . . .	77
	建築基準法施行令抜粋 . . . . .	77

### 問い合わせ窓口

この制度及びガイドラインについて御不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

＜川崎市環境局環境対策部環境対策推進課＞

電 話 044-200-2526

FAX 044-200-3921

また、次のホームページに、このガイドラインのほか、様式、記載例、パンフレット等も掲載しています。併せて御活用ください。

＜川崎市の大気 アスベスト（石綿）＞

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0-0.html>